

# 多摩川における不法係留船舶対策に関する研究\*

## Study on countermeasure against illegal mooring boats in Tama River \*

柴田邦善・郡司篤・吉田高樹\*\*・山本晃一\*\*\*

By Kuniyoshi SHIBATA・Atsushi GUNJI・Takaki YOSHIDA\*\*・Kouichi YAMAMOTO\*\*\*

### 1. 河川における船舶利用の経緯

河川法では、河川が公共用物であることと、河川管理者において河川が適正に利用されるよう管理を行うことを明言している。

我が国では、戦後の高度経済成長期（昭和30～40年代）以降、所得水準の上昇、自由時間の増加、余暇意識の変化等により、レクリエーション活動に対する意識が高まった。これらは国民生活の重要な活動内容の一つとなっている。これに伴い、河川空間・水面は散策やスポーツ・水遊び・釣り等、国民の憩いの場として親しまれ、多様な活動に利用されている。

高度経済成長期以前の河川内の係留船舶は内水面漁業や通船等の業を営む者が居住地近くに係留していただけであり、プレジャーボート等の余暇に利用する船舶の存在はほとんど見られていなかった。その後、特に河川や海洋においてマリンスポーツ・レジャー活動が盛んになり、特にバブル期（平成元年前後）以降において、写真-1及び写真-2に示すような、プレジャーボートや水上オートバイといったレジャー目的の船舶が広く普及し、これら船舶が河川水面を盛んに航行する状況が見られるようになった。全国のプレジャーボート保有隻数の推移を図-1に示す。

このような船舶については、基本的には民間マリーナ等の合法係留施設に係留するのが原則であり、自己責任において船舶管理が行われるべきものである。しかし、バブル期にレジャー目的の船舶が急激に普及した反面、係留施設の整備が十分に追いついていないのが実情であったため、船舶の係留箇所が不足する状況であった。

そのため、全国の河川、特に都市河川において、民間マリーナ等の合法係留施設において係留、管理されていない船舶が、河川内に係留（放置）されている事例が多く見られるようになり、洪水時に船舶が衝突する事による水門等河川管理施設の損傷といった、不法係留船舶による河川管理上の課題が顕在化してきた。

\*キーワード：水上交通、土地利用、市民参加

\*\*法人会員、(財)河川環境管理財団

(東京都千代田区日本橋小伝馬町11-9

TEL:03-5847-8306、E-mail:shibata-ku@kasen.or.jp)

\*\*\*正員、工博、(財)河川環境管理財団

また、不法係留船舶の抱える問題は、河川管理上の問題だけでなく、社会的な問題であり、河川という自然公物を管理する上で公共の福祉の観点からも看過し得ないものとなった。そのため、適正な河川管理に向けて、その対策が求められた。

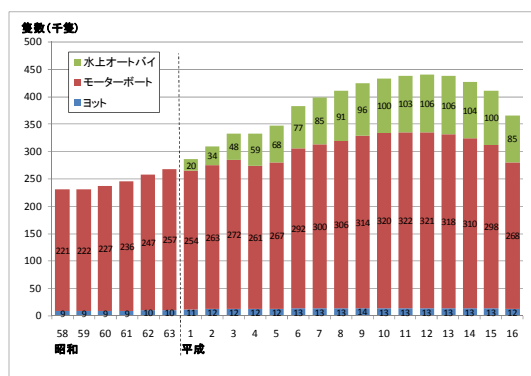


図-1 全国のプレジャーボート保有隻数の推移



写真-1 プレジャーボートと水上オートバイ



写真-2 エコボートによる河川見学活動

## 2. 行政による不法係留船舶（放置艇）対策の実施

多摩川下流部において実施された不法係留船舶対策の事例によって、行政による対策内容と不法係留船舶の解消が図られた現地状況を示す。

### (1) 多摩川下流部における対策事例箇所

多摩川では、河口から8.5kmまでの区間において、プレジャーボート等の不法係留船舶が多く見られており、特に羽田地区では、写真-3に示されるように、戦前より漁業を営んでいる漁業者の漁船（占有許可船舶）と、これらの不法係留船舶が混在し、無秩序な係留環境が継続していた<sup>1)</sup>。



図-2 多摩川下流部範囲図



写真-3 多摩川羽田地区の係留状況

これら不法係留船舶への対策は、河川管理施設の損傷等の河川管理上の支障の他、羽田空港のテロ対策の観点からも重要であるため、河川管理者である京浜河川事務所では、平成14年度より関係機関、周辺自治体担当部局、水面利用者、地元住民を委員とする「多摩川下流部水面等利用者協議会」を開催し、不法係留船対策に係る計画の議論を進めてきた。この議論と並行して、不法係留船舶に対する河川法に基づく撤去・移動指示がなされてきた。さらに、同協議会の意見を踏まえ、平成18年8月17日付で「多摩川下流部不法係留船対策に係る計画」が策定された。その後、同計画に基づき必要な施設の整備、及び不法係留者に対する河川法第75条に基づく監督処分に向けて、指示書の交付等の必要な手続きがなされた。

なお、羽田地区においては、計画で定めた係留施設への契約を行わず、かつ河川法第75条に基づく監督処分に従わずに船舶等の移動・撤去しない者に対し、行政代執行法第2条に基づく戒告を行い、平成20年1月30日までの移動・撤去を求めたが、その戒告にも従わない者の所有する船舶等に対し、行政代執行が実施された。

### (2) 行政・簡易代執行実施結果

多摩川下流部では、河川法に基づく指導及び監督処分に従わない船舶等を対象に、平成19～21年度において、行政代執行による強制撤去を実施した。

また、所有者や管理者を通常的手段では確知できない船舶等に対しては、簡易代執行による強制撤去を合わせて実施した。

行政・簡易代執行は、羽田地区、六郷地区においてこれまでに計3回実施され、実施後は全ての不法係留船舶等が撤去され、不法行為が解消された状態となった。

羽田地区、六郷地区の位置図を図-3に示すとともに、各々の実施内容を以下に示す。



図-3 羽田地区、六郷地区位置図

#### a) 平成20年2月19日（火）～3月11日（火）

- 羽田地区において不法に船舶預かり業及び修理業を営んでいた者の船舶及び桟橋を撤去  
→船舶8隻、桟橋8基、

その他工作物（物置等）17個を撤去

代執行直前、直後の現地状況を写真-4、写真-5に示す。



写真-4 行政代執行直前状況（羽田地区）



写真－5 行政代執行直後状況（羽田地区）

b) 平成20年9月30日（火）～10月31日（金）

- ・六郷地区における船舶、係留杭等の撤去  
→船舶6隻、係留杭4本撤去

（別途自主撤去物件有）

c) 平成21年5月13日（水）～7月1日（水）

- ・羽田地区において、前項にて撤去された物件以外の不法係留船舶、単管栈橋・小屋等を撤去  
→船舶15隻、単管栈橋4基、  
小屋、物置等6棟を撤去

### 3. 不法係留再発防止対策の検討

不法係留船舶は、船舶の利用に適した箇所が発生する事が一般的であるため、行政代執行による強制撤去等の排除対策のみでは、不法係留等の違法行為を再発させ、従前の無秩序な利用形態に立ち戻る可能性が高い。そのため、速やかに不法係留再発防止対策を実施することが望まれるため、多摩川下流部における対策を検討した。以下にその検討内容を示す。

ここでは現地状況に適した不法行為の再発防止対策について、各関係機関、水面利用者等と議論する際の基礎資料として、ハード面（施設整備等）とソフト面（啓発活動等）の双方の観点から素案を検討するとともに、ソフト面からの施策による役割分担について検討した。

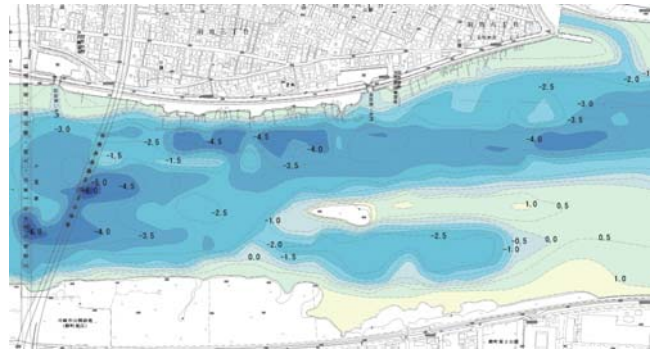
#### （1）係留環境としての場の特性把握

効果的・効率的な不法係留再発防止対策を実施するためには、まず不法係留が数多く発生する要因を抽出する必要がある。本研究では、多摩川下流部の羽田地区を対象とし、物理環境、社会環境の観点から現地状況を把握し、係留環境としての場の特性を明確化した。

##### a) 物理環境

羽田地区は多摩川の河口付近左岸側に当たり、右岸よりも相対的に河床が深くなっている。この深みが、船舶の係留や航行に必要な水深をもたらしているため、新た

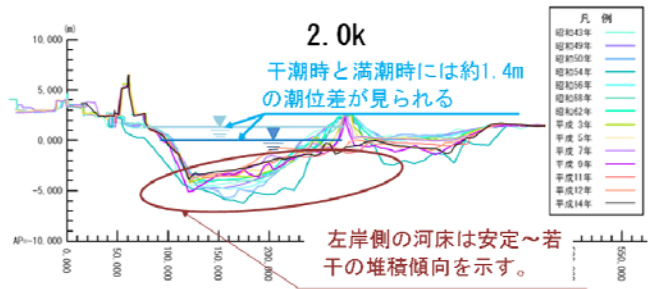
な不法係留の再発が懸念されるものである。羽田地区の河床高コンター図を図－4に示す。



図－4 羽田地区河床高コンター図

また、近年の侵食・堆積傾向を把握するために、2.0k地点の定期横断面図を重ね合わせ、横断形状の経年変化を把握した。その結果を図－5に示す。羽田地区は感潮域に当たり、平常時も潮の干満の影響を受け、干潮時と満潮時の潮位差は平均約1.4mに及ぶ。

そのため、この潮の干満差にも配慮した、不法係留を排除する施設整備等による対策が求められる。



図－5 羽田地区 2.0k 横断重ね図

##### b) 社会環境

羽田地区は写真－6に示すように、戦前より漁師町として栄えており、高度経済成長期頃までは宅地と船着場、漁船が混在する環境であった。この当時は船舶の係留、放置を見分けるのが容易であったため、不法係留船舶がほとんど見られなかったと考えられる。



写真－6 戦前の漁師町（羽田地区）

しかし、羽田地区ではバブル時代のマリナーレジャー利用が盛んになった平成3年頃以降において、プレジャーボートの不法係留船の増加が見られるようになった。一方この当時、多摩川下流部では高潮堤の整備が進み、図－6に示すように、この堤防によって堤内地の民家と

係留箇所が遮断された。その結果、河川区域に係留しやすい環境の形成が促されたこと、レジャー利用時に海に出やすい地域であったこと、河川が他の利用を妨げない範囲で自由使用を原則とするため、係留禁止区域であることを示していなかったことから、プレジャーボート等の不法係留が横行したものと考えられる。

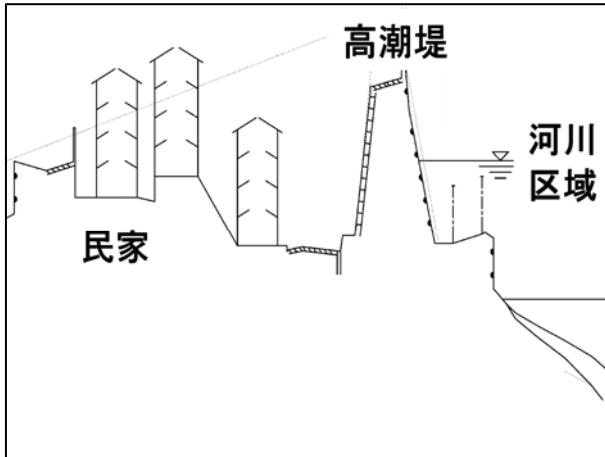


図-6 羽田地区標準横断イメージ

これらの要因から、羽田地区では、許可、不法船舶が合計約300隻程度混在した状況（平成18年5月現在）となっていた。その後、「多摩川下流部不法係留船対策に係る計画」に基づく不法係留船対策を実施し、現在に至っている状況である。

そのため、このような社会環境を考慮した対策を検討する事が必要である。具体的には、住民が河川にアクセスし易い環境を整備する事で、河川に住民の目を向けさせ、不法行為を抑制する取り組みを行う事が望まれる。

## (2) 不法係留再発防止対策の検討

羽田地区における不法係留再発防止対策は、前項において検討された場の特性を念頭に、効率的・効果的な施策内容を検討し、実施していくものである。具体的には、許可船舶以外の船舶係留を抑止する施策、船舶所有者に対する啓発・指導による施策、及び地元住民や水面利用者等による河川利用を促す工夫による不法係留防止施策が考えられる。

ここでは、羽田地区を含む多摩川下流部において考え得る施策について例示する。

### a) ハード面（施設整備等）からの施策例

許可船舶が係留する栈橋以外の箇所において、水面、水際に不法係留を物理的に抑止する施設等を整備することで、船舶の侵入を防ぐことが重要である。

一方で、羽田地区はかつての漁師町のにぎわいを有した空間であり、海洋レクリエーションの拠点ともなり得る場である。そのため、不法係留を抑止しつつ、羽田地区の利用環境を阻害しないような施設整備について検

討した。

主な施策例としては、まず係留禁止区域を設定し、図-7に示すような標識を現地に明示することが考えられる。これにより、係留禁止区域に停泊・係留している船舶は、不法係留船舶として直ちに判別可能となり、速やかに対策を行うことが可能になるとともに、不法係留の抑止効果をも発揮するものである。



図-7 係留禁止標識

また、水際が直立護岸や一定の水深が得られる傾斜を有し、栈橋の設置や水際からの直接係留が容易な箇所では、図-8に示すような、干満差を利用した緩傾斜護岸を設置することで、水位変動による船底の損傷等の危険性を周知し、船舶所有者に不法係留を行わせないようにする整備を行うことが考えられる。

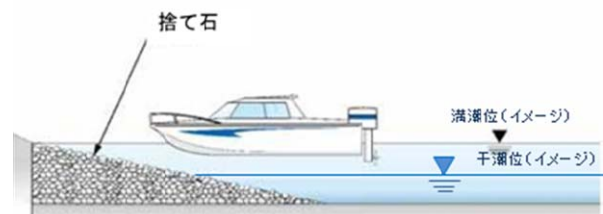


図-8 水面係留の容易性排除施策イメージ

さらに、水面に船舶の係留や利用制限等を明示するブイ等を設置し、水域からの侵入を防ぐ事も考えられる。

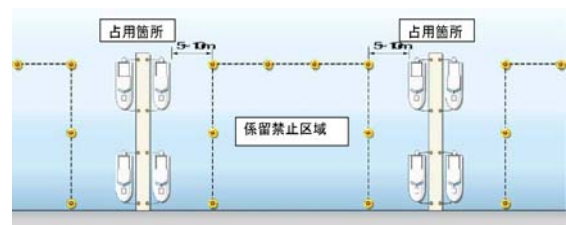


図-9 水面からのアクセス排除施工イメージ

### b) ソフト面（啓発活動等）からの施策例

不法係留の再発防止・抑止を行っていくためには、物理的に抑制するだけでなく、船舶所有者への啓発・指

導や、地元住民等の河川利用を促す事によって不法係留を予防する施策が必要となる。ここでは、羽田地区やその周辺における不法係留防止に向けた啓発活動等の施策について検討した。その例を表一に示す。

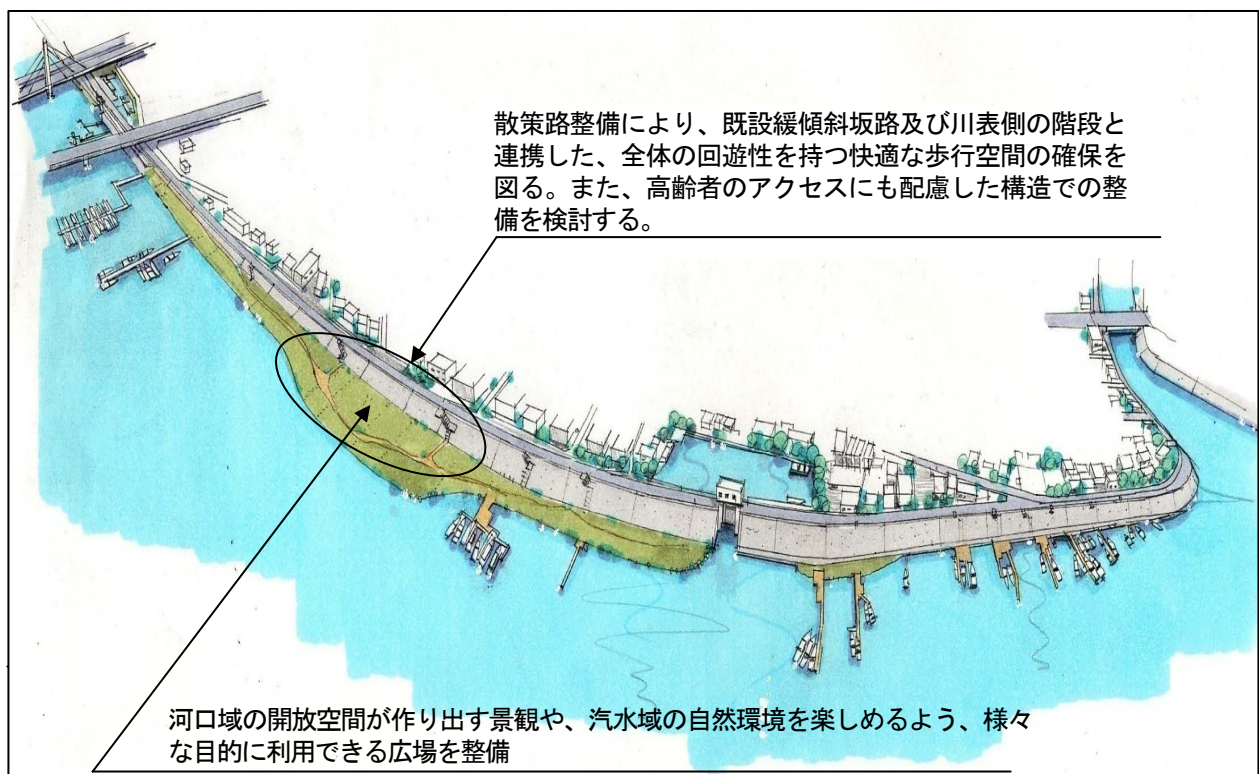
表一 ソフト面（啓発活動等）からの施策例

| 対策項目                          | 内容   |
|-------------------------------|--|
| アドプト制度（里親制度）等を活用した水辺環境美化活動の推進 | 地元と行政が共同で河川の清掃等美化活動を行うことで、不法係留への監視や抑制効果を期待する                                 |
| 行政と地元の協働による河川監視活動の推進          | 行政と地元住民等とが協働して不法行為を監視することで、不法係留の抑制効果を期待する。合わせて、河川管理者において許可棧橋、登録船舶の定期的検査を実施する |
| 連絡体制の構築                       | 不法行為の発生状況について地元住民等から河川管理者へ情報提供を頂ける連絡体制を構築する                                  |
| 海上パトロール                       | 水面利用者等が連携した海上パトロールを実施し、不法係留船舶に対する指導を徹底する                                     |
| 許可表示標の明示                      | 占用棧橋に許可表示標（フラッグ等）を明示させ、棧橋の峻別と適切な管理を許可受者に指導する                                 |

また、羽田地区は従来から多くの水面利用者、地元住民等に利用される地域であるため、不法係留船舶の強制撤去を行った跡地において、法に則った河川利用を実現・維持していくことで、不法係留の再発防止を図ることが望まれる。そのため、水面等利用の促進に向けた羽田地区整備イメージ（素案）を検討し、図一10の様に作成した。

この跡地の利活用に向けた整備については、前述のソフト面からの施策等によって、不法係留の問題を周知、啓発した上で、まちづくりと一体となった河川整備を推進するため、住民・地元自治体等と河川管理者で協働して検討、実施する事が望まれる。また、地域と協働した整備を行うことによって、地域の河川に対する関心を高め、その副次的効果として、不法行為を抑制し、不法行為に関する河川管理者との情報共有が図られる事が期待される。

なお、多摩川下流部においては、河川という公共用物を利用するに当たって遵守すべき利用ルールが定められておらず、不法係留船舶の残置等の、水面及び水際、高水敷での無秩序な利用が横行していた。そのため、水面・水際・高水敷における禁止行為を明確化したルールについても今後検討する必要がある。



図一10 羽田地区整備イメージ（素案）

表－2 各関係機関及び地元住民等との役割分担（案）

| 関係機関等 | 役割内容（案）   |
|-------|---|
| 河川管理者 | 本省通達に基づく計画（不法係留船舶対策に係る計画）に則った継続的な行政指導<br>直轄と都県、区市が連携した不法係留対策を実施<br>（不法係留あるいは行為に対する関係行政機関、警察、海保との情報共有等）<br>ゾーニング、水面利用ルール、地先整備等のハード・ソフト対策の実施<br>（河川整備計画との整合をとりながら関係機関や地元等との合意形成を図りつつ実施） |
| 漁業者   | 許可条件の遵守<br>不法係留船舶、不法行為について河川管理者等との情報共有<br>具体の施策実施にあたっての協力体制構築   |
| PB利用者 | PB利用者が守るべきルールの策定<br>講習等を通じた利用ルール、マナーの周知   |
| 地元住民  | 不法係留船舶、不法行為について河川管理者等との情報共有<br>地先の適正利用及び不法行為の情報提供等の協力体制構築   |
| 警察機関  | 不法係留船舶、不法行為について河川管理者等との情報共有<br>水面等利用ルール違反者への対応<br>緊急時の対応（河川管理者からの要請を受けて）  |

### （3）ソフト面からの施策による役割分担の検討

不法係留再発防止対策は、コストや時間の制約も考慮し効率的・効果的に実施する必要があるため、河川管理者と行政機関及び水面利用者、地域住民等が協働して実施することが望まれる。そのため、各関係機関等が果たすべき役割内容の案を検討した。

その案を表－2に示す。多摩川下流部に係わる各々の関係機関等が、このような役割分担の下に一体となって不法係留再発防止に取り組むことで、問題意識を共有し、秩序ある水面等利用に向けた情報共有及び意見交換が円滑に図られることが期待される。

また、今後検討する水面等の利用ルールの実施においても、このような役割分担と協力体制の下に、地域が主体となって自発的に不法係留の防止に向けて活動する気運を高めていく必要がある。

### 4. 今後の展開

羽田地区をはじめとする多摩川下流部の各地先においては、行政・簡易代執行の実施等により、全ての不法係留船舶等が撤去され、現在は従前の不法行為が解消された状態となっている。しかしながら、今後秩序ある水面等利用を実現・維持していくにあたっては、不法係留再発防止対策の実施や、撤去跡地の利活用に向けた整備といった検討課題が残されている状況である。

そのため、本研究において整理した、係留環境としての場の特性や、不法係留再発防止対策の施策（素案）等を踏まえ、今後具体的な施策内容について、関係機関

等の意向を把握し、実施する必要がある。

また、これまでの不法係留船舶対策の実施にあたっては、河川管理者・学識者・地元自治体・水域利用者等をメンバーとする「多摩川下流部水面等利用者協議会」にて具体の実施内容を検討してきた経緯があるため、今後の不法係留再発防止対策の実施にも、河川管理者と地元が一体となって対策を進めるべく、同協議会にて十分な合意形成を図りつつ進めていく必要がある。

### 5. おわりに

本稿によって、都市河川管理の問題の一つである不法係留船舶対策が、都市・地域マネジメントにおいて効果的・効率的に実施される一助となれば望外の幸せである。

謝辞：本研究は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所委託業務<sup>2)</sup>の一環として実施されたものである。また、本研究の実施にあたり、関東学院大学 宮村忠名誉教授には多摩川下流部を始めとする河川の不法係留対策について丁寧なご指導をいただくとともに、京浜河川事務所及び多摩川下流部水面等利用者協議会の方々には貴重な御意見、御指導を頂いた。関係各位に深謝申し上げます。

#### 参考文献

- 1) 国土交通省関東地方整備局：多摩川下流部不法係留船舶対策に係る計画、2006。
- 2) (財)河川環境管理財団：平成20年度係留等水面利用適正化方策検討業務報告書